

第4章 施策の展開

基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

基本施策（1）教育・保育サービスの充実

現状と課題

- 待機児童について施設整備や認定こども園への移行により、その数は減少傾向にあるものの依然として毎年発生しており、今後も共働き家庭の増加などにより保育を必要とする子どもの数は増加すると考えられます。地域におけるニーズや特性を考慮し、きめ細かな対応を行っていく必要があります。
- 保護者の就労形態も多様化しているため、延長保育や休日保育、病児・病後児保育など、保育サービスの一層の充実が必要になっています。
- 少子化が進行しており、今後の推移を注視する必要があります。

施策の方向性・目標

- ①保護者の生活実態を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援や孤立する子育て家庭への対応など、広く子どもと子育て家庭を支える観点から、教育・保育の提供を行います。
- ②教育・保育施設や幼稚園において、子どもの生涯にわたり生きる力の基礎を育成するため、家庭や地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育の推進に努めます。
- ③保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
通常保育事業	保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえた体制を整備します。	保育課
延長保育事業 【地域子ども・子育て支援事業(9)】	保護者の就労等で、通常の保育時間を超える場合に延長して保育を行います。	保育課
休日保育事業	保護者の就労等で休日における保育が困難な児童の保育を行います。	保育課
障害児保育事業	障害や発達の遅れがある児童の保育については、子ども・子育て総合センター、保健センターなどと連携し、保護者の理解を得て保育士の加配により対応します。	保育課

事業名	事業・取組内容	所管課
病児・病後児保育事業 【地域子ども・子育て支援事業(10)】	病院や教育・保育施設等に付設された専用スペース等において、病気の児童を看護師等が一時的に保育を行います。	保育課
待機児童解消事業	第2期保育園整備計画に基づく施策を推進し、待機児童の解消を図ります。	保育課 子育て支援課

基本施策（２）地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

○子育てに対する不安感や孤立感を感じている子育て家庭を支援するため、身近な地域でそれぞれのニーズに応じた子育て支援サービスを利用できるよう、地域子ども・子育て支援事業をはじめとする支援サービスの充実を図っていく必要があります。

施策の方向性・目標

○全ての子育て家庭に対する支援を行うため、地域子ども・子育て支援事業をはじめとした地域における様々な子育て支援サービスの充実に努めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
利用者支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(1)】	子どもやその保護者等の身近な場所で、教育・保育施設等や地域の子育て支援事業等の情報提供のほか、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	子育て支援課 健康増進課
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン) 【地域子ども・子育て支援事業(2)】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。	保育課 子ども・子育て総合センター
ファミリー・サポート・センター事業 【地域子ども・子育て支援事業(7)】	利用会員が、子どもを家庭で保育できない場合に、ファミリー・サポート・センターが仲介して、子育てのサポートができる人（サポート会員）を紹介します。また、事業を安定的に実施するため、養成講座を開きサポート会員の育成にも努めます。	保育課 子育て支援課
放課後児童健全育成事業 【地域子ども・子育て支援事業(11)】	昼間、保護者等が家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。	保育課 子育て支援課
子育て短期支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(6)】	家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間、児童等を預かる制度です。本市では民間のNPO法人等に委託して実施しています。	子ども・子育て総合センター
一時預かり事業 【地域子ども・子育て支援事業(8)】	家庭で養育することが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間に教育・保育施設やその他の場所で一時的に預かります。	保育課

事業名	事業・取組内容	所管課
実費徴収に係る補足給付を行う事業 【地域子ども・子育て支援事業(12)】	保護者の世帯所得の状況等を勘案し、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。	保育課
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【地域子ども・子育て支援事業(13)】	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。	保育課
認定こども園・幼稚園の特別保育事業	認定こども園・幼稚園では通常の預かりのほか、わんぱく保育事業（未就園児親子教室、特別支援サポート事業等）を行います。	保育課
子育て応援券事業	地域の子育て支援サービスの周知と利用が促進されるとともに、子育ての不安や負担感の軽減を図るため、各種子育て支援サービスに利用できる子育て応援券を出生時に交付します。	子育て支援課

基本施策（3）子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

○子育てに関する業務を所管する部署が複数あるため、施策や内容が市民に伝わりにくく、支援のネットワークも広がりにくい状況となっています。

施策の方向性・目標

○子育て世帯に対し、分かりやすい情報発信の方法を検討し、地域の子育て支援のネットワークが広がっていくよう支援していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
子育てサロンマップの配布	子育て中の親子が利用できる施設を紹介するため、乳幼児健診・訪問事業・市役所窓口等で子育てサロンマップを配布します。	子ども・子育て総合センター

基本施策（４）子どもの健全育成

現状と課題

- 就労形態の多様化や共働き家庭の増加に伴い、放課後等に子どもが安全な場所で安心して過ごすことができるための取組の充実が求められています。
- 放課後児童健全育成事業や地域学校協働本部など、総合的な放課後児童対策の推進に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性・目標

- ①放課後児童健全育成事業や地域学校協働本部の取組を強化し、総合的かつ包括的な放課後児童対策の推進を図ります。
- ②放課後の子どもの安全・安心な居場所と健全な遊びの場を提供するため、施設整備の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
放課後児童健全育成事業 【地域子ども・子育て支援事業(11)】 《再掲》	昼間、保護者等が家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。	保育課
地域学校協働本部	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。	生涯学習課
那須塩原市青少年育成 市民会議活動	市内の各青少年関係機関や団体は、それぞれの目的達成のために活動していますが、青少年健全育成というテーマは非常に幅が広く、単一の機関や団体の活動だけでは解決できない問題も多いことから、連携を取り合い、青少年健全育成を進めます。	生涯学習課

基本施策（５）地域における人材育成

現状と課題

○急激な教育・保育ニーズの高まりから保育士の不足が生じており、それによる保育の質の低下が懸念されています。

施策の方向性・目標

①保育士などの人材確保

- ・質の高い人材を安定的に確保するため、保育士確保事業を実施するとともに、県やハローワークと連携し、潜在保育士などの就職を支援します。
- ・保育士を養成する大学などの機関で、学生への就職支援相談会を実施します。

②教育・保育の質の向上

- ・教育・保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員研修の充実に努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
保育士確保事業	保育士資格を有するが就労していない保育士（いわゆる潜在保育士）の保育職場への復帰を支援する研修（座学研修・保育実習・就職支援）を実施します。	保育課
保育士養成課程のある短期大学等への説明会	保育士資格の養成課程のある短期大学等で、本市へ就職してもらえるよう市内事業者と協力し説明会を行います。	保育課
保育の質の向上のための研修事業	教育・保育施設等に従事している職員の質の向上のための研修を実施します。	保育課
子育て支援員事業	市が認可する地域型保育事業所で働く保育従事者や一時預かり、ファミリー・サポート・センター等で従事する職員に対して、事業に従事するために必要な研修を県と共同で実施します。	子育て支援課

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

基本施策（1）子どもの虐待防止と救済

現状と課題

○子どもに関する相談は数多く寄せられており、特に児童虐待に対する相談件数は近年の報道等による認知度の上昇により、年々増加しています。また、個々の相談の内容も複雑化、深刻化しているものも多く、長期の支援が必要となる傾向にあります。

施策の方向性・目標

子ども家庭総合支援拠点の設置を予定。子ども・子育て総合センターを中心に次のとおり取り組み、虐待防止を推進します。

①専門職雇用等による相談体制の強化

- ・子どもに関する相談の増加や問題の複雑化、深刻化に対応し、適切な支援を行っていくため、子ども・子育て総合センターを早期に「子ども家庭総合支援拠点」と位置付け、相談体制など総合的な充実強化を図ります。
- ・様々な相談に対応するため児童福祉司や児童心理司など専門職の配置等を検討します。

②虐待発生の予防、早期発見、早期対応

- ・虐待の早期発見が可能な、保健センターや医療機関、教育・保育施設や幼稚園などと相互理解を深め、これまで以上に連携しながら予防や早期発見、早期対応に努めます。

③児童相談所や警察等、関係機関との連携強化

- ・児童相談所をはじめ、福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察などで構成する「要保護児童対策地域協議会」において、支援を要する児童についての情報共有や支援内容の検討・協議を行い、お互いに連携しながらきめ細かな支援を行います。
- ・地域で困難を抱える家庭を身近なところで見守り支援するためのネットワークの構築に努めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
児童虐待に関する相談体制の充実	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待等相談件数が増加し内容も複雑化しているため、児童家庭相談スーパーバイザー等を配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。	子ども・子育て総合センター
子どもを守る地域ネットワーク強化事業（要保護児童対策地域協議会） 【地域子ども・子育て支援事業(5-2)】	児童虐待の防止・予防・早期発見・早期対応などを行うため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携を図りながら児童虐待防止対策を推進し強化します。	子ども・子育て総合センター

事業名	事業・取組内容	所管課
養育支援訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業(5-1)】	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	子ども・子育て総合センター 健康増進課
乳幼児訪問指導の充実 【地域子ども・子育て支援事業(4)】	適時、適切に栄養、環境、疾病予防、母親のメンタルヘルスなどを含め、新生児期から家庭訪問等による育児支援を行い、母子の愛着形成や、虐待防止の活動を進めます。	健康増進課
乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	健康増進課

基本施策（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

- ひとり親は子育て・生計などを一人で担うため、より一層子育ての心理的負担が大きく、社会的に孤立しがちとなっており、積極的な情報提供による周知や相談体制の充実が求められています。
- 就労しているひとり親は多いものの、雇用形態はパートや派遣社員で収入が不十分な家庭が多く、貧困に陥りがちであるため、経済的支援も求められています。また、よりよい就業につなげるための技能・資格取得の支援や学び直しの支援も重要となっています。
- 面会交流や養育費に対する認知が足りないことにより、取決めを行っている家庭はまだまだ少ない現状にあります。また、取決めを行っていても、約束どおりに養育費を受け取れないケースが後を絶ちません。

施策の方向性・目標

ひとり親家庭が抱える様々な問題について、母子・父子自立支援員などによる面談・相談を行い、きめ細かな対応をするとともに、経済的問題を抱える家庭も多いことから、貧困に陥らないよう教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援等について関係機関と連携して取り組みます。

①ひとり親に対する相談体制の充実

子ども・子育て総合センターにおける相談体制の充実を図るとともに、ハローワークや社会福祉協議会等、関係機関との連携を強化します。

②ひとり親への生活支援

生活を安定させるために就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。

③ひとり親への経済的支援

経済的支援を必要とするひとり親家庭に対し、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行い、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。

④子どもの面会交流・養育費の周知

子どもの利益を最優先する観点から、養育費の確保や面会交流の必要性についての啓発を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し相談業務を行っています。相談内容に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図ります。	子ども・子育て総合センター
ひとり親パンフレットの発行	ひとり親の各種支援制度を分かりやすくまとめたガイドブックを発行します。	子ども・子育て総合センター
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親で児童扶養手当を受給している希望者へ、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し支援に役立てます。	子ども・子育て総合センター

事業名	事業・取組内容	所管課
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親の自立につながる資格や技能を身に付けるため、指定された講座を受講した場合の受講料を助成します。	子ども・子育て総合センター
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親の自立につながる資格取得のための1年以上の養成訓練を受講する場合の生活負担を軽減するため、修業期間中、訓練促進費を支給します。	子ども・子育て総合センター
児童手当	安定した子育てのため、15歳以下の子どもがいる家庭へ児童手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当	ひとり親の家庭へ経済的支援として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親医療費助成	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
面会交流・養育費に関する周知事業	<ul style="list-style-type: none"> 面会交流・養育費の分担について理解を深めてもらうために、パンフレットなどを配布し普及に努めます。 面会交流・養育費に関する普及を進めるための活動について充実を図ります。 	子ども・子育て総合センター
住宅支援	ひとり親や生活困窮者世帯への安定した生活の確保のため、住宅の確保に関する各種支援を実施します。	社会福祉課 子ども・子育て総合センター
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居などに関わる資金の貸付けを行います。	子ども・子育て総合センター
ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免	教育・保育施設の利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料について減免します。	保育課
放課後児童クラブ事業利用料減免	放課後児童クラブの利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料の減免について検討します。	保育課

基本施策（３）支援児施策の充実

現状と課題

- 発達に係る相談件数や障害児通園施設の利用件数は増加しており、継続的な支援が求められます。また、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者福祉手帳等の既存の支援施策も含め、包括的な支援も必要です。
- これらの子どもや家族が地域で生活を営んでいく上で、支援を必要とした時にはライフステージに沿った、切れ目ない支援の継続が重要であり、福祉サービスの円滑な提供体制の整備が必要とされています。
- また、発達障害や医療的ケアの必要な方など、子どもの障害の状態に応じて必要とされる支援は多岐にわたります。個々に応じた適切な支援を提供するためには、保健・福祉・保育・教育・医療・就労などの関係機関が十分に連携した相談・支援体制の構築が必要です。
- 加えて、今後の社会生活を送る上での様々な困難を軽減させるためには早期の発見、早期の支援が重要になってくるため、そのための体制の充実が必要となります。
- 様々な障害や発達上の特性は、家族を含め周囲からの理解が得られないことが多く、二次障害につながるなど、社会生活において様々な困難が生じるおそれがあることから、これらの障害に対する周知啓発も必要です。
- 今後、国際化の進展による海外から帰国した幼児や外国人幼児、国際結婚の幼児等の外国につながる幼児の増加が見込まれ、配慮が必要となってきます。

施策の方向性・目標

①早期の対応への仕組みづくり

- ・医療機関や乳幼児健康診査などの受診時や、教育・保育施設、放課後児童クラブへの巡回などの機会を通じ、子ども・子育て総合センターや健康増進課、保育課、社会福祉課、教育委員会などの関係機関が連携し、保護者が子どもの障害や発達上の特性などの”課題に気づいた”段階から、家族も含めた支援に取り組み、早期発見に努めます。

②意識づくりと適切な関わり

- ・様々な障害への理解を促進するため、啓発活動に取り組みます。また、発達に支援が必要な子どもとその家族に対し、発達支援システムを活用し、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じ、一人ひとりの特性に応じた適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し環境を整え、さらに適切な支援を切れ目なくつないでいくことにより、子どもの社会参加や自立が可能となることを目指します。

③関係機関の連携・支援

- ・専門家や事業者、保健・教育・福祉関係者などで構成する発達支援体制協議会や地域自立支援協議会などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

④地域で支え合う支援基盤の充実

- ・障害の重度・重複化や発達障害の診断増加に対応するため、障害の種別にかかわらず身近な地域で相談や支援を受けることができるよう、医療機関をはじめ、教育・保育施設や放課後児童クラブ、障害児の通園施設などでの療育体制や支援体制の充実強化に努めます。

⑤医療的ケア児の支援充実の検討

- ・医療的ケア児の教育・保育施設や障害児通園施設での受入れ態勢について検討します。

⑥外国につながる幼児への対応

- ・今後増加すると見込まれる外国につながる幼児の支援について検討していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
支援体制の構築	発達支援体制の充実を図るため、関係各課や関係団体との協議を行います。	子ども・子育て総合センター
乳幼児健康診査 《再掲》	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	健康増進課
乳幼児健康相談	子どもの成長・発達や保護者の育児に関して、保健師・栄養士・作業療法士・心理相談員等の専門職による相談支援を行います。	健康増進課
年長児巡回相談	市内の教育・保育施設や幼稚園の年長児クラスを訪問し、発達について相談や支援を行います。	子ども・子育て総合センター
就学時健康診断	市内小学校及び義務教育学校の就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行います。	学校教育課
発達支援システム	出生から20歳までの発達に支援が必要な子どもと保護者に対して切れ目ない一貫したつなぐ支援のため、関係各課での情報共有のため発達支援システムでの支援を実施します。	子ども・子育て総合センター
多職種協働による 相談支援事業	心理職や保健師、保育士、教員等で構成する多職種協働チームによる相談支援により、園や学校の支援の充実を図ります。	子ども・子育て総合センター
放課後児童クラブ 巡回相談	各放課後児童クラブへ専門知識を持った職員を派遣し、発達支援が必要な児童への適切なアドバイスを行います。	保育課
教育・保育施設に おける障害児加配	市内の教育・保育施設において発達のため支援が必要と判定された児童に対し、公立保育園では保育士の加配を行い、私立の教育・保育施設へは必要な費用を助成します。	保育課
児童クラブにおける 障害児加配	市内の放課後児童クラブにおいて支援が必要と認められた児童を受け入れる場合、その児童に対する支援員の人件費の基準により民設放課後児童クラブに補助します。	保育課
障害福祉サービス (障害児)	障害のある子どもや家族の負担軽減を図るため、居宅介護や短期入所等の支援をします。	社会福祉課
医療的ケア児短期 入所受入促進事業	短期入所事業所の医療的ケア児の受入れに要する経費の一部を助成します。	社会福祉課

事業名	事業・取組内容	所管課
障害児通所支援	障害のある子どもや、発育・発達に支援を必要とする子どもを対象に、日常生活における動作指導や集団生活への適応訓練、社会との交流促進などの支援をします。	社会福祉課 子ども子育て総合センター
重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳や療育手帳等を持っている方に対して保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
特別児童扶養手当等	一定以上の障害の状態にある20歳未満の児童を監護している父母等又は児童に手当の支給を行います。	社会福祉課
補装具の給付 (者・児)	身体障害者手帳などを持っている方や難病患者などの補装具を給付します。	社会福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業	軽度又は中等度の難聴の子どもの補聴器の購入費用の一部を助成します。	社会福祉課
日常生活用具の給付 (者・児)	身体障害者手帳などを持っている方や難病患者などの日常生活を円滑にするための用具を給付します。	社会福祉課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病により長期に療養を必要とする子どもの日常生活に必要な用具を給付します。	社会福祉課

基本施策（４）子どもの居場所づくり

現状と課題

○子どもを取り巻く様々な問題により「居場所」を持てなくなってしまう子どもが孤立感を深めないよう、「居場所」が確保できない事により身体的にも心理的にもダメージを受けないよう、家庭、行政、地域が連携して子どもの居場所を確保する必要があります。

施策の方向性・目標

- ①養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後等において食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、子どもの居場所をつくり、孤立感を深めないよう支援を行います。
- ②不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促すため支援を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
要支援児童放課後応援事業	養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後等において食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。	子ども・子育て総合センター
地域学校協働本部 《再掲》	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。	生涯学習課
不登校児童・生徒の 居場所づくり（サポート）	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促し、学校生活への適応を図るための指導・相談を行う施設として適応指導教室を2箇所設置しています。 ・不登校児童生徒に対し、宿泊体験をはじめとする様々な体験活動を提供することで、不登校改善のきっかけづくりを行う宿泊体験館を1箇所設置しています。 	学校教育課
子育て短期支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(6)】 《再掲》	家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間、児童等を預かる制度です。本市では民間のNPO法人等に委託して実施しています。	子ども・子育て総合センター

基本方針3 母子保健事業の充実

基本施策（1）妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない支援体制の充実

現状と課題

- ニーズ調査では子育てについて「楽しい」と答えた親の割合が一番多いものの、「不安・負担を感じる」や「不安・負担をやや感じる」と答えた親の割合も約16%います。安心して子どもを産み育てるためには、妊娠・出産期から切れ目ない支援が必要となっており、特に出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援の充実が求められています。
- 望ましい生活習慣の獲得など健康づくりに関する妊婦や乳幼児の保護者への指導・啓発の充実が必要となっています。

施策の方向性・目標

- ①母親と子どもの心身の健康を守るため、子育て世代包括支援センターの役割を強化し、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の充実を図ります。
- ②妊娠・出産期については、産科医療機関などと連携し、支援が必要な妊産婦に対して妊娠期から保健師の家庭訪問などによる支援を行います。また、妊婦と胎児の健康管理、疾病や異常の早期発見や産後うつ予防などのため、医療機関などで行う妊産婦健康診査の費用を助成します。
- ③出産後については、産婦健康診査、産後ケア、新生児・産婦訪問指導、全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業など、育児不安が強い産後早期の支援を行います。
- ④その後は乳幼児の心身の健やかな成長と障害や虐待の早期発見などのため、乳幼児健康診査や健康相談を通じ支援が必要な母親を把握し、保健師による保健指導や家庭訪問などを行うとともに、子ども・子育て総合センターや社会福祉課、医療機関、母子保健推進員、民生委員・児童委員、主任児童委員などの関係機関と連携し、きめ細かな支援を行います。
- ⑤母親学級や乳幼児健康診査、健康相談など、様々な機会を捉えて、保健師・栄養士・心理相談員・作業療法士・歯科衛生士などの専門職による健康教育・相談等を実施します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
子育て世代包括支援センター	保健センターを子育て世代包括支援センターとして位置付け、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行います。	健康増進課
妊産婦支援事業	母子健康手帳交付時の面接相談、妊娠28週以降に行う妊娠後期相談、妊産婦健康診査にかかる費用の一部助成、産後4か月未満の支援が必要な母親への産後ケアなど、妊娠期から産後早期における切れ目ない支援を行います。	健康増進課

事業名	事業・取組内容	所管課
妊産婦医療費助成制度	妊産婦の医療費に係る保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
新生児聴覚検査	生まれて間もない赤ちゃんに行う聴覚検査の費用の一部を助成します。	健康増進課
先天性股関節脱臼検診	先天性股関節脱臼検診の検診費用の一部を助成します。	健康増進課
乳幼児健康診査 《再掲》	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	健康増進課
乳幼児健康相談 《再掲》	子どもの成長・発達や保護者の育児に関して、保健師・栄養士・作業療法士・心理相談員等の専門職による相談支援を行います。	健康増進課
妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業(4)】	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師が家庭訪問を行います。 ・生後2～3か月児がいる全家庭に対し母子保健推進員による家庭訪問を行います（乳児家庭全戸訪問事業）。 	健康増進課
学校における歯科疾患予防 推進事業	小学1年生～6年生を対象に、各学校においてフッ化物洗口及び歯科指導を行います。	健康増進課
フッ化物塗布	那須特別支援学校の小学1年生～3年生の希望者にフッ化物塗布を行います。	健康増進課

基本施策（2）学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実

現状と課題

- 10代の自殺、性行動の問題、喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加、不登校や引きこもりなど、思春期における問題は多様化かつ深刻化してきていますが、思春期は身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、これらの体や心の問題が将来に重大な影響を及ぼすため、思春期から正しい知識の普及啓発を行う必要があります。
- さらに成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ多感な時期であり、保護者をはじめ周囲の人たちが思春期の特性を十分に理解して子どもと接することが重要で、学校・家庭・地域の関係機関が一体となって対応していく必要があります。

施策の方向性・目標

- 思春期における身体発育や性機能の発達等に関する正しい知識の普及を図り、健康的で豊かな人間性と社会性を持った行動がとれるよう思春期保健教育を推進します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
思春期保健事業	中学生・高校生を対象に命の大切さを学び、自分を大切にし、相手を大切にできる力を身に付けるため、専門職による思春期教育を行います。	健康増進課

基本施策（3）食育の推進

現状と課題

○朝食欠食や孤食などの食習慣の乱れ、偏った栄養による食生活や思春期やせ、食物アレルギーなどが子どもの食生活上の課題となっています。また、これらは子どもと食事を共にする親への支援も含めて重要となっています。

○食材の地産地消、食文化の継承など地域全体での食育も重要性を帯びてきています。

○食育は生涯を通じての健康な生活の基本であり、「食を営む力」の育成は子どもの健全育成の重要な一部分であることから、ライフステージを通して、食に関する学習の機会や食に関する体験活動などの情報提供を積極的に進めることが必要です。

施策の方向性・目標

○食習慣の基礎が確立する乳幼児期から、食生活の大切さの理解促進に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付けられるよう発達段階に応じた学習や情報提供を行うことにより、健康のための基礎づくりとしての食育を進めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
健診等での食に関する情報提供	各種健診や母子保健推進員、食生活改善推進員らの活動の際に、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、乳幼児期から大人まで、食に関する学習の機会や情報の提供を実施します。	健康増進課
学校給食における委託炊飯に係る米飯加工賃公費負担事業	これまで保護者が負担していた学校給食における米飯加工賃（委託炊飯に係る加工手数料）を市が負担することにより、地場産物など多様な食材を多く活用し、副食（おかず）の充実を図ります。あわせて、食材や地域農業の情報を給食だよりなどで発信し、関心を深める働きかけを行うことで食育を推進します。	教育総務課
学校農園の開設	小学校、中学校、義務教育学校の児童生徒が農作業の体験を通じて農業に対する理解や食への感謝の心を育むことができるよう、学校農園の開設を支援します。	農務畜産課

基本施策（４）子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

現状と課題

- 就業構造の変化や家族構成の変化、女性の社会進出により、子育てを行う環境は大きく変化し、子育てをする家庭の負担感が大きくなっています。ニーズ調査でも「周囲に相談できない」と回答する家庭が見られ、家族機能の弱体化や地域の子育て力の低下による育児不安と孤立化は、虐待などの様々な問題を引き起こす原因となりかねません。
- 問題の早期発見や重篤化を防ぐためにも、出会いの場や人とつながりやすい社会を作っていき、子育ての負担感を減少させ、また、子育てと就労の両立支援のためにも、地域に相談できたり、助け合いができる人や場所を提供し、ネットワーク化できるような環境づくりが必要です。

施策の方向性・目標

- 地域で孤立する親がいた場合に手を差し伸べられるよう、地域を良く知る民生委員・児童委員、主任児童委員や母子保健推進員・食生活改善推進員など既にある地域の力を借りつつ、新たな地域の力も活用できるよう、様々な活動をネットワーク化し、子どもを見守り育てて行ける地域づくりを推進します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
母子保健推進員・食生活改善推進員	地域の中で子育てする親を孤立させないよう、身近なところでの相談役として母子保健推進員を育成します。また、子どもの食習慣はその後の健康の基礎となることから、地域の健康づくりの担い手として、生活に密着した活動を行う食生活改善推進員を育成します。	健康増進課
民生委員・児童委員 主任児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員と自治会などが連携協力し、地域における福祉ニーズをキャッチする仕組みづくりを推進します。	社会福祉課 子ども・子育て総合センター
家庭教育オピニオンリーダーの育成	自主的に、あるいは教育委員会と連携しながら、学校・公民館等の家庭教育講座、サロン活動や就学時健康診断において子どものしつけや教育、家族のあり方、悩みごとなどの家庭に関する相談にのったり、親同士の話し合いにより、自分の子育てを振り返り、気付いたりできる場を設け、子育てをサポートします。	生涯学習課
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン)《再掲》 【地域子ども・子育て支援事業(2)】	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子ども・子育て総合センター 保育課
地域学校協働本部 《再掲》	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。	生涯学習課

基本施策（５）小児医療等の充実

現状と課題

○小児医療等を利用できる体制の充実は、次の世代を担う子どもの健全育成のための基礎であり、また、子どもを心身ともに健康に産み育てるための環境づくりの整備は少子化対策の基本であることから、県や近隣の市町及び関係機関等と連携し、小児医療等の充実・確保に取り組むことが重要となっています。

施策の方向性・目標

①小児医療体制の充実

- ・小児医療体制は、安心して子どもを産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整理に取り組みます。

②周産期医療

- ・妊産婦健康診査の充実と、妊産婦医療費助成により、早産児、低出生体重児、未熟児出生の減少を図ります。
- ・県の周産期医療システムのもと、各周産期医療機関との連携強化に取り組んでおり、低体重出生児の届出の受付、未熟児養育医療の給付、養育支援連絡票等により、医療機関との連携に基づく出生後早期の支援に努めます。

③子どもの医療費の助成

- ・子どもの疾病の早期発見と治療の促進及び子育て家庭への経済的支援のため、18歳（高校3年生）までの子どもの保護者に対して、通院や入院をした時の保険診療の自己負担分を助成しています。

④予防接種への助成

- ・予防接種法に基づき、関係機関と連携をしながら、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供を行います。また、予防接種法に基づかない任意予防接種については、国の定期予防接種の動向を見ながら市単独の予防接種費助成事業を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
小児救急医療体制の確保	小児医療体制は、安心して子どもを産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療体制の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整備に取り組みます。	健康増進課
妊婦健康診査 【地域子ども・子育て支援事業(3)】	14回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。	健康増進課
産婦健康診査	2回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。	健康増進課

事業名	事業・取組内容	所管課
未熟児養育医療	身体機能が未熟なまま出生し、医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付や訪問等の支援を行います。	健康増進課
こども医療費助成	18歳までの子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
自立支援（育成医療）	障害のある子どもの身体的な障害を除去、軽減する手術等の治療に対する費用の一部を助成します。	社会福祉課
予防接種法に基づく定期予防接種の実施	感染症を予防したり、かかった場合の重症化予防のため、また、周囲の人への感染予防のため、公費負担による定期予防接種を実施します。	健康増進課
任意予防接種の助成	おたふくかぜの予防接種について、接種費用の一部を助成します。	健康増進課
骨髄移植等により免疫を消失した者への再接種費用の助成	骨髄移植手術等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度接種する場合の費用を助成します。	健康増進課

基本施策（6）不妊治療対策

現状と課題

- 不妊治療は保険診療適用外のものが多く、高額な治療費がかかります。
- 子どもを望む夫婦が、高額な治療費を理由に不妊治療が受けられないことがないように、現行制度の維持と不妊治療費助成制度の周知を図る必要があります。

施策の方向性・目標

- 不妊治療費助成制度の周知と不妊治療費助成を引き続き行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
不妊治療費助成事業	保険診療適用外の不妊治療の検査及び診療を受けた際の費用の一部を助成します。	健康増進課

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

基本施策（1）仕事と子育ての両立支援の推進

現状と課題

- 育児に参加する男性の割合は増加しており、また、出産を機に仕事を辞める女性の割合は減少していますが、今後更に、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めていく必要があります。
- 仕事と子育ての両立支援を推進する中で夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、様々なライフステージでお互いがバランスを取り合って子育てをしていくことが大切です。

施策の方向性・目標

- ①企業における両立支援やワークライフバランスへの理解促進
- ・男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、事業所内保育事業所や企業主導型保育事業所の周知、育児休業等の取得、子育て期間中の短時間勤務、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働時間の短縮など、労働条件を改善し、子育てしやすい職場環境について、国、県等と連動し事業者等への要請を図ります。
- ②地域における両立支援やワークライフバランスへの意識高揚
- ・仕事と子育ての両立を支援するため、生活の基盤である地域における子育て環境を整備していきます。子育て支援に関わる多様な活動主体のネットワーク化やNPO・ボランティア団体との協働の仕組みづくり、地域における子育て支援に対する意識の高揚などを図ります。
- ③家庭における両立支援やワークライフバランスへの意識啓発
- ・仕事と子育ての両立支援を推進する中で夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、様々なライフステージで夫婦がお互いに協力して子育てをしていく環境を育むための父親参加の促進や、育児休業や介護休暇などの取得を促す呼びかけや広報活動を進めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
仕事と子育ての両立支援やワークライフバランスについて周知啓発事業	両立支援やワークライフバランスへの理解を深め、住みやすく働きやすい地域を実現できるよう、労働基準法に定められた制度や様々な働き方について市民へ啓発を行います。	商工観光課
男女共同参画推進事業者表彰	男女共同参画社会の実現を目指して男女がともに働きやすい職場の環境づくりに取り組む事業者を表彰します。	市民協働推進課
子育て支援を推進している企業の表彰制度	従業員や地域の子育て支援に積極的に取り組む事業者を表彰します。	子育て支援課
男女共同参画広報誌「みいな」発行	男女共同参画の意識を高めるため広報誌「みいな」を発行します。	市民協働推進課

事業名	事業・取組内容	所管課
男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画社会をめざし、男女共同参画フォーラムを毎年1回開催します。	市民協働推進課
男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会をめざし、男女共同参画セミナーを定期的で開催します。	市民協働推進課
男女共同参画社会に関する市民意識調査	男女共同参画社会の形成状況や市民の意識を明らかにする調査について定期的実施し、男女共同参画に関する様々な施策に反映します。	市民協働推進課
女性リーダーの育成及び人材登録	男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野において活動ができるよう、女性リーダーを育成し、また、人材リストを作成し、女性登用の機会向上を図ります。	市民協働推進課
父親等への育児参加の意識向上	男女共同参画意識の更なる高揚を図るとともに男性の家事や育児への参加促進を図るため、母親学級や生涯学習出前講座、男性向け料理教室等で啓発事業を行います。	健康増進課 生涯学習課 市民協働推進課
父子手帳の交付	母子健康手帳の交付に併せて父親への父子手帳も交付し、育児への参加促進を啓発します。	健康増進課

基本方針5 教育環境の整備

基本施策（1）次代の親の育成

現状と課題

○異なる年代の人や外国人など自分と異なる人との交流、普段の生活では体験できない体験、将来のための様々な学習など、大人への成長につながる様々な経験を、多くの子どもが獲得できるような体制の構築が求められています。

施策の方向性・目標

○様々な体験を通じて子どもが成長できる体制を整え、将来の親となるべき知識と経験を獲得することを推進します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
中高生の乳幼児ふれあい体験	中高生が赤ちゃんとふれあい、関わることで、赤ちゃんに対する愛着の感情の醸成を図るため、マイチャレンジ等の積極的な受入れを行います。	保育課
中学生海外交流事業	国際化が進展する社会で生きるための資質・能力を高め、国際社会に貢献できる人材の育成を目指し、姉妹都市であるオーストリアのリンツ市と中学生の相互交流を行います。	学校教育課
社会体験活動（マイ・チャレンジ）の実施	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組を行います。	学校教育課
思春期保健事業 《再掲》	中学生・高校生を対象に命の大切さを学び、自分を大切にし、相手を大切にできる力を身に付けるため、専門職による思春期教育を行います。	健康増進課
地域学校協働本部 《再掲》	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。	生涯学習課
青少年リーダー育成支援事業	地域で活躍できる青少年リーダーを育成するため、充実した生活や事前の体験活動を経験してもらう事業を実施するとともに、子ども会育成会連絡協議会、ボーイスカウト及びガールスカウトなどの青少年健全育成団体への支援を行います。	生涯学習課

基本施策（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

現状と課題

- 那須塩原市教育振興基本計画では「未来を切り拓く創造力と他者を思いやる想像力を育み生涯にわたって自分らしく自立して生き抜くことができる人づくり」を基本理念として掲げています。
- また、本市の学校教育では、主体的・協働的に学ぶことで、確かな学力・体力や豊かな国際感覚とコミュニケーション力を備え、たくましく生き抜く力を身に付けた児童生徒を育てることを目指し、その実現に向け『人づくり教育』を推進しています。
- 少子化により児童生徒数が減少傾向にあることから、引き続き学校規模の適正化に取り組み、より一層効率的な運営が求められています。
- 国際化が進展する社会の中で、国際感覚とコミュニケーション力を持った人材を育成するため、現在、本市が積極的に推進している英語教育の充実が求められています。

施策の方向性・目標

①確かな学力の向上

- ・子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進します。
- ・豊かな国際性と国際的に通用するコミュニケーション力を身に付けた児童生徒の育成を目指し、英語教育を推進します。

②豊かな心の育成

- ・豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組を行います。
- ・いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図ります。

③健やかな体の育成

- ・子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに楽しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善を図り、体育の授業を充実させます。
- ・子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進により改善し、充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。
- ・子どもの生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進します。

④小学校・認定こども園・幼稚園・保育園との連携の充実

- ・認定こども園・幼稚園・保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図り、連続した教育活動の中で子どものより良い成長を支援します。
- ・小学校の行事や授業参観に園児や保育者が参加したり、認定こども園・幼稚園・保育園の保育者と小学校教諭による話合いの会を開催したりするなど、認定こども園・幼稚園・保育園及び学校が地域的な交流を進めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
なすしおばら学び創造プロジェクトの実施	変化の激しい新しい時代を生き抜くために必要な思考力・判断力・表現力などの資質・能力の育成を目指した授業づくりを推進し、教員の授業力向上を図ります。	学校教育課
A L T (外国語指導助手)の全校常駐配置	豊かな国際力と国際的に通用するコミュニケーション力を育成するため、全小・中・義務教育学校にA L Tを配置しています。	学校教育課
I C T (情報通信技術)を活用した新たな学びの推進事業	今後の情報化社会を生き抜く力を養成するため、I C Tを活用した授業を推進し、学習環境を整備します。	学校教育課
中学生海外交流事業《再掲》	国際化が進展する社会で生きるための資質・能力を高め、国際社会に貢献できる人材の育成を目指し、姉妹都市であるオーストリアのリンツ市と中学生の相互交流を行います。	学校教育課
社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施《再掲》	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組を行います。	学校教育課
ふるさとアーティスト派遣事業	豊かな感性や好奇心・表現力を高めるため、地元出身の音楽家を小学校・中学校・義務教育学校に派遣し、児童生徒向けのミニコンサートを実施します。	生涯学習課
小学校演劇公演ワークショップ	地元の劇団らくりん座を小学校と義務教育学校に派遣し、演劇公演と演劇ワークショップを開催します。	生涯学習課
保育園芸術家派遣事業	豊かな感性を育むため、市内の認定こども園、幼稚園、保育園の子どもを対象に芸術家を派遣し、芸術に関する実技披露や講話を行います。	保育課
小中学校スポーツ活動支援事業	健やかな体を育成する部活動の振興のため、各学校の活動後援会に対し教育活動として大会に出場する際の交通費・宿泊費に補助金を交付します。	学校教育課
小学校と認定こども園・幼稚園・保育園との連携の充実	認定こども園・幼稚園・保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図り、連続した教育活動の中で子どものより良い成長を支援できるよう、地域的な交流を進めます。	学校教育課

基本施策（3）家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

- 近年、少子高齢化や核家族化を背景に、地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えており、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加しています。
- 共働き家庭の増加などにより、教育・保育施設や放課後児童クラブの利用が増加するに伴い、夕方まで保護者が不在の家庭が年々増加しています。
- 地域の活動に参画・協力する保護者や、子どもの育成に携わる指導者などが少なくなっています。
- 次代を担う子どもが希望をもって明るく育つためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携を図り、一体となって全ての子どもと家族が地域の中で生活していくための環境を整えていくことが求められています。

施策の方向性・目標

- ①家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもの成長や人格形成に大きく関わるもので、家庭教育の充実、次代を担う子どもの健全育成を図る上で欠かすことのできないものです。そのため、親の資質・教育力の向上が求められます。それを踏まえ、本市では、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行います。
- ②核家族化や少子化が進む今、子どもが安全に、そして健やかに成長していくためには、親の孤立化を防ぐことも重要であり、親同士の交流や地域住民とのコミュニティの構築など、様々な人たちが、子どもと子育て家庭に関わり、支え、見守っていただけるよう、家庭教育を推進する環境づくりを進めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
家庭教育の実施	親の資質・教育力の向上を図り、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行います。	保育課 生涯学習課 健康増進課
地域学校協働本部 《再掲》	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。	生涯学習課
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン) 【地域子ども・子育て支援事業(2)】 《再掲》	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子ども・子育て総合センター 保育課

基本施策（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

○青少年による非行や犯罪の発生件数は減少傾向にあるものの、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等によるインターネット上でのいじめや個人情報の流失など、子どもがインターネット犯罪の加害者又は被害者になるといった新たな問題が生じています。

○次代を担う青少年が夢と希望を抱き、健やかで明るく育つためには、学校、家庭、地域が連携を図り、関係機関が一体となって子どもを取り巻く環境の浄化や青少年の非行防止活動に取り組んで行く必要があります。

施策の方向性・目標

①一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする図書等が販売され、街中には看板等による有害情報があふれており、子どもに対する悪影響が懸念されるため、関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、地域社会における浄化活動を推進します。

②SNS等でのいじめや、インターネットの有害なコンテンツに対する対策について、児童生徒や保護者向けに講演会等を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
情報モラル教育の推進	各学校において、情報モラル教育を各教科、学級活動や道徳等に位置付け推進します。	学校教育課
環境浄化活動事業	関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、街頭指導活動や立入調査を実施します。	生涯学習課

基本施策（5）いじめ・体罰防止と救済

現状と課題

- 学校での取組や社会の認知度が進んだこともあり、いじめの相談や認知件数は増加傾向にあります。
- いじめ防止対策推進法に基づき、国の基本方針を参酌しながら、小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒に関わるいじめ対策を中心に、いじめ防止基本方針を策定しています。また、市子どもの権利条例でもいじめからの救済を定めています。
- いじめを包括的かつ多面的に防止するため、関係機関で構成されるいじめ問題対策連絡協議会を設置しています。また、いじめの重大事態が発生した場合は速やかにいじめ問題対策委員会を開催できる体制を整えています。さらに、いじめ問題再調査委員会も組織しており、対策に万全を期しています。
- しつけと称した体罰は虐待であり、社会全体で虐待防止を推進する必要があります。
- 教育現場や保育現場での体罰防止を推進・徹底することが求められています。

施策の方向性・目標

①いじめの防止・早期発見

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育、体験活動等の充実を図ります。
- いじめの防止等のために、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図り、相互に対策が行われるように努めます。また、最近ではインターネットによるいじめもありますが、学校や家庭の目が行き届かない場合もあるため、県教育委員会や警察等関係機関と連携して実態把握に努め、家庭や子どもへ資料の配付や情報モラル教育を実施するなど必要な啓発活動を行います。
- いじめに関する通報及び相談を受けるための体制を整備し、児童生徒や保護者等への周知を図ります。また、各学校が定期的なアンケートや個人面談等で把握したいじめに関する情報について定期的に聞き取り調査を行い、いじめが発生した場合、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を各学校へ派遣し、又は配置できるよう必要な措置を講じます。

②いじめへの対応

- 学校からいじめの報告があった場合には、速やかに調査等により事実の把握を行い、いじめを受けた児童生徒へのケア及びいじめを行った児童生徒への指導を実施します。それらの実施に当たり、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒へのフォローはもちろんのこと、他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じます。
- 学校が行ういじめの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。また、いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、場合によっては通報することが必要なものも含まれることもあるため、早期に警察と連携した対応を取れるよう、体制を構築します。

③学校評価、学校運営改善の実施

- いじめ防止対策の学校の体制の評価として学校評価等を活用します。
- 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援します。
- 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員制度等の活用により、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進します。

④体罰の防止

- 親からのしつけと称した体罰は明確な虐待であることを踏まえ、虐待防止の啓発に取り組むとともに相談体制を整備し、虐待防止施策を推進します。
- 教育現場でのコンプライアンス遵守についての研修プログラムを、OJTや校内研修等で実施し、また保育現場においても研修を実施する等、体罰防止施策を推進します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
通報・相談窓口の設置及び周知	学校教育課内にいじめや体罰への相談窓口を設置、また、相談窓口について周知を行います。	学校教育課
児童生徒への支援の実施	いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒への支援としてスクールカウンセラーの派遣を行います。	学校教育課
学校評議員会の開催及び学校評価の実施	学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図る学校運営のため、学校評議員会を各小・中・義務教育学校で開催し、信頼される学校づくりの一環として学校の教育活動などの状況を自己評価及び外部評価を行い公表します。	学校教育課
いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題対策委員会	学校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に行うための組織を設置します。	学校教育課
いじめ問題再調査委員会	いじめの発生時に調査を行い、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、調査の結果についての再調査を行います。	子育て支援課
児童虐待に関する相談体制の充実《再掲》	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待等相談件数が増加し内容も複雑化しているため、児童家庭相談スーパーバイザー等を配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。	子ども子育て総合センター

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

基本施策（1）安心して外出できる環境の整備

現状と課題

○ニーズ調査で、「子育て支援で効果が高いと考えるものや充実を期待すること」は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」の割合が最も高く、また、「親子が安心して集まれる場所」への回答も多く、妊産婦や子ども、子育て家庭等が安心して外出できる環境づくりが求められています。

施策の方向性・目標

○妊産婦や子ども、子育てする家庭に配慮された環境を整え、既存の道路や公共施設等のバリアフリー化を推進し、また、外出した際におむつ替えや授乳できるスペース、子どもと一緒に外出できるような施設の周知を図り、妊産婦や子ども、子育てする家庭に配慮された環境を整え、子どもを健やかに安心して生み育てることができる環境づくりを推進します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
歩道の整備	歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、歩道のバリアフリー推進に向けた取組を推進します。	道路課
都市公園の遊具の整備	市内の都市公園の遊具について、計画的に修繕を行い、子どもが安全に遊べる環境を整えます。	都市整備課
赤ちゃんの駅	子連れの家族が気軽に外出できるよう、市内の公共施設や商業施設でおむつ替えのスペースや授乳できるスペースがあるところを赤ちゃんの駅として認定し、ホームページ等でお知らせします。	子育て支援課
移動式赤ちゃんの駅	屋外で行うイベントでおむつ替えのスペースや授乳できるスペースが確保できるよう、移動式赤ちゃんの駅を貸し出します。	子育て支援課

基本施策（２）子どもの安全の確保

現状と課題

- 子どもを狙った犯罪や子どもが巻き込まれる事故などから守り、安心して健やかに育つことができる環境づくりのため、教育・保育施設等、学校、自治会、自主組織など地域ぐるみの安全確保が重要となっています。
- 最近では、子どもがインターネット上でのSNSや掲示板による、トラブルや犯罪に巻き込まれることもあり、また、安易に危険な情報にアクセスできる環境にあり、子どもの安全確保の面でも憂慮すべき問題となっています。

施策の方向性・目標

- 子どもや保護者に対する防犯教室や交通安全教室を引き続き実施し、また、地域での取組として子どもを守る家や自主防犯組織との連携等、地域全体で子どもを見守っていく環境を構築します。また、インターネット等の適正な利用についても啓発を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
緊急時の避難先確保や指導	子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ホイッスル等防犯機器の活用方法、緊急避難場所の利用方法等の指導に努めます。	教育総務課
こどもを守る家	子どもが緊急時に駆け込める「こどもを守る家」を地域の協力のもと設置しています。「こどもを守る家」にはステッカーを標示し、子どもには各学校の登下校指導などで説明をします。	生活課 学校教育課 生涯学習課
防犯ブザーの配布	子どもを犯罪の被害から守るため、小学校及び義務教育学校の新１年生に防犯ブザーを配布します。	教育総務課
防犯カメラ設置への助成	子どもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯カメラの設置を行う自治会へ設置費等の助成を行います。	生活課
防犯灯設置への助成	子どもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯灯の設置を行う自治会等へ設置費等の助成を行います。	生活課
那須塩原市通学路交通安全対策プログラムによる通学路点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路交通安全対策プログラムを策定し、通学路の安全点検を毎年実施します。 ・３年に１回、関係機関と一緒に現地調査を行います。 	学校教育課
自主防犯団体への必要物品購入経費補助	犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、自主的に防犯活動を行う団体に対し、継続的に防犯活動に取り組んでいくために必要な物品の購入費用等の一部を助成します。	生活課
防犯教室の実施	安全なまちづくりのため、那須塩原警察署と連携し、防犯教室を実施します。	生活課

事業名	事業・取組内容	所管課
交通安全教室の開催	交通教育指導員が小学校、義務教育学校、教育・保育施設等で、交通安全講話、歩行横断訓練、自転車の乗り方訓練などの交通安全教育を実施します。	生活課
おさんぽルートのおさんぽルート の把握・危険箇所の点検	市内の教育・保育施設では安全なルートでお散歩が実施できるよう、お散歩ルートを設定し危険箇所の点検を行います。	保育課
情報モラル教育の推進 《再掲》	各学校において、情報モラル教育を各教科、学級活動や道徳等に位置付け、推進します。	学校教育課

基本方針7 子どもの貧困対策の推進

基本施策（1）子どもへの教育支援や学校生活の経済的支援

現状と課題

- 子育て世帯生活実態調査により、生活が困窮している世帯ほど、子どもの授業の理解度が低くなる傾向にあることが分かりました。また、生活が困窮している世帯ほど、自己肯定感が低くなる傾向にあります。
- 子どもの進学についても、生活が困窮するほど希望どおりに進学させられないと考える親が増える傾向にあります。
- 親との外出や旅行なども生活が困窮すると少なくなる傾向にあり、精神面の成長に必要な様々な経験を得られるよう支援も必要です。

施策の方向性・目標

- ①スクールソーシャルワーカー等が中核となって地域社会との多様な連携を生み出していくなど、学校を地域に開かれたプラットフォームとします。
- ②高校中退の決断に至る以前に学習・生活面での支援をしっかりと行うとともに、高校中退後の学習相談、学習支援等による継続的なサポートを行います。
- ③子どもの選択肢を増やす高等教育の修学支援新制度を実施します。
- ④家庭の教育費負担を実質的に減らす方策として、就学援助や給付型奨学資金等が必要な世帯に活用されるよう周知を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
学校教育における学力の保障	義務教育においては、家庭環境に左右されず、全ての児童生徒に対して学力を保障しなければならないため、学力が一定水準に満たない児童生徒に対し、学力を向上させる取組を推進します。	学校教育課
社会体験活動（マイ・チャレンジ）の実施《再掲》	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組を行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーによる相談支援	不登校、児童虐待、経済的困窮等様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対しスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行います。	学校教育課
要支援児童放課後応援事業《再掲》	養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後等において食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。	子ども・子育て総合センター

事業名	事業・取組内容	所管課
生活困窮者世帯学習支援	学力の確保ができるように、生活保護、準要保護世帯の小学校 4 年生～高校生を対象に学習支援員による学習の支援を行います。	社会福祉課
ふるさとアーティスト派遣事業《再掲》	豊かな感性や好奇心・表現力を高めるため、地元出身の音楽家を小学校・中学校・義務教育学校に派遣し、児童生徒向けのミニコンサートを実施します。	生涯学習課
小学校演劇公演ワークショップ《再掲》	地元の劇団らくりん座を小学校と義務教育学校に派遣し、演劇公演と演劇ワークショップを開催します。	生涯学習課
保育園芸術家派遣事業《再掲》	豊かな感性を育むのため、認定こども園・幼稚園・保育園の子どもを対象に芸術家を派遣し、芸術に関する実技披露や講話を行います。	保育課
就学援助制度	経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等を支給し、援助を行います。	学校教育課
奨学資金貸付・給付事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校や大学等に就学することが困難な者に対し、奨学資金を貸し付け、又は給付し、広く人材を育成します。	教育総務課

基本施策（2）生活の安定のための支援

現状と課題

○子育て世帯生活実態調査では、生活に困窮している世帯ほど子どもの生活習慣の乱れが強くなる傾向にあり、子どもの自己肯定感が低くなる傾向や、子どもの生活の不安定さにつながりかねない状況が見られます。

○子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、切れ目ない支援を継続していくことが必要です。

施策の方向性・目標

①妊娠・出産期から相談支援を開始し、保護者を生活や就労等の各種の支援へつなげるとともに、妊産婦支援事業等の母子保健事業を通して、困難や悩みを抱える家庭の早期の把握に努め支援を行います。

②様々な事情を抱える子どもが、安心して過ごせる居場所を安定的に運営できるよう支援します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
妊産婦支援事業 《再掲》	母子健康手帳交付時の面接相談、妊娠28週以降に行う妊娠後期相談、妊産婦健康診査にかかる費用の一部助成、産後4か月未満の支援が必要な母親への産後ケアなど、妊娠期から産後早期における切れ目ない支援を行います。	健康増進課
妊産婦医療費助成制度 《再掲》	妊産婦の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
乳幼児健康診査 《再掲》	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	健康増進課
妊産婦・乳幼児家庭訪問事業【地域子ども・子育て支援事業(4)】 《再掲》	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師が家庭訪問を行います。 生後2～3か月児がいる全家庭に対し母子保健推進員による家庭訪問を行います。（乳児家庭全戸訪問事業） 	健康増進課
養育支援訪問事業【地域子ども・子育て支援事業(5-1)】 《再掲》	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	子ども・子育て総合センター 健康増進課
こども医療費助成 《再掲》	18歳までの子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課

事業名	事業・取組内容	所管課
ひとり親医療費助成 《再掲》	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付を行う事業 【地域子ども・子育て支援事業(12)】 《再掲》	保護者の世帯所得の状況等を勘案し、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。	保育課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業《再掲》	ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居など関わる資金の貸付けを行います。	子ども・子育て総合センター
ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免《再掲》	教育・保育施設の利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料を減免します。	保育課
放課後児童クラブ事業利用料減免《再掲》	放課後児童クラブの利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料の減免について検討します。	保育課
児童手当《再掲》	安定した子育てのため、15歳以下の子どもがいる家庭へ児童手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当《再掲》	ひとり親等の家庭へ経済的支援として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
住宅支援《再掲》	ひとり親や生活困窮者世帯への安定した生活の確保のため、住宅の確保に関する各種支援を実施します。	社会福祉課 子ども・子育て総合センター
要支援児童放課後応援事業 《再掲》	養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後等において食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。	子ども・子育て総合センター
地域学校協働本部 《再掲》	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。	生涯学習課
市内で実施している子ども食堂の情報提供	市内で実施している子ども食堂について、市のホームページ等で情報提供を行います。	子育て支援課

基本施策（3）保護者の自立に向けた支援

現状と課題

○子育て世帯生活実態調査結果による相対的貧困率は約15%となっていますが、安定した収入のためには資格の獲得も含め、様々な就労支援が求められています。

○ひとり親については収入が低い世帯も多く、収入を増やすために資格獲得等の支援を行う必要があります。

○子どもの養育費を確保している世帯は少なく、安定した生活のために支援が必要です。

施策の方向性・目標

①単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心して子どもを育てられる適切な労働環境を確保できるよう支援します。

②家計の安定のため、単発の就労支援だけではなく、様々な支援を組み合わせ実施します。

③ひとり親に対し、個々の事情を考慮した就労支援を行います。

④ひとり親家庭については、養育費の安定的な確保のための情報提供・相談支援を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
ひとり親家庭に対する相談体制の充実《再掲》	母子・父子自立支援員兼婦人相談員を配置し相談業務を行い、相談内容に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図ります。	子ども・子育て総合センター
母子父子自立支援プログラム策定事業《再掲》	ひとり親で児童扶養手当を受給している希望者へ個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、支援に役立てます。	子ども・子育て総合センター
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業《再掲》	ひとり親の自立につながる資格や技能を身につけるため、指定された講座を受講した場合の受講料を助成します。	子ども・子育て総合センター
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業《再掲》	ひとり親の自立につながる資格取得のための1年以上の養成訓練を受講する場合の生活負担を軽減するため、修業期間中、訓練促進費を支給します。	子ども・子育て総合センター
母子生活支援施設の活用	様々な事情を抱える母子の心身と生活を安定させるため、母子生活支援施設において支援や援助を進めながら自立を支援します。	子ども・子育て総合センター
家事支援事業	生活環境改善が必要と認められた家庭に対し、家事支援を行います。	子ども・子育て総合センター

基本施策（４）支援が必要な家庭を支える体制づくり

現状と課題

○子育て世帯生活実態調査では、各種支援施策で約50%が制度を認知していない状態であり、今後の制度周知についても課題が見られました。

○子育てサロンや子ども食堂等の地域での支援は、ポピュレーションアプローチ*の観点からも有効であり、こういった活動を行うNPO等の関係団体との連携強化が重要となってきます。

○生活が困窮する世帯ほど子どもの自己肯定感が低くなる傾向が強くなりますが、悩みを抱えても相談できない状況にならないよう、身近な場所での早期の相談体制を整えることが重要です。

※ポピュレーションアプローチ…生活環境等に関わらず全員に対してアプローチすることで少しずつリスクを軽減させ全体を良い方向にシフトさせていくこと。

施策の方向性・目標

- ①親の妊娠・出産期や子どもの乳幼児期を経て、学校を卒業して社会的自立が確立されるまでの継続的な視点での支援体制の構築を行います。
- ②子どものライフステージに応じて、切れ目なく支援を講じるために必要な情報の共有、連携の促進を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
庁内連携体制の強化	子どもの貧困に対する施策について、庁内の連絡会議等により情報共有を行い施策の展開を図ります。	子育て支援課
子育て支援を行っている団体やNPOとの連携強化	子どもの貧困対策のためには地域の力が必要であることから、取組を行っているNPO等との連携強化を行い、更なる施策の展開につなげます。	子育て支援課
スクールソーシャルワーカーによる相談支援（再掲）	不登校、児童虐待、経済的困窮等様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対しスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行います。	学校教育課

基本方針8 子どもの権利の保障

基本施策（1）子どもの権利侵害からの救済

現状と課題

〇いじめ・体罰、虐待などの子どもの権利を侵害するような事案の発生は社会全体の認知が進んだことにより相談件数が増加しており、発生した場合には早期に権利救済へ動くことが必要であり、早期発見のための体制づくりや相談体制の充実が今後も必要です。

施策の方向性・目標

〇いじめ・体罰、虐待などの子どもの権利の侵害が起こった場合に速やかに各機関での相談や支援を実施できるよう体制を構築し、権利救済の申し出があった場合は、権利救済委員会を開催し、子どもの最善の利益を確保します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
子どもの権利救済委員会の実施	市長の附属機関として、那須塩原市子どもの権利救済委員会を設置します。救済委員には、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者から各1人を委嘱し、3人で構成します。	子育て支援課
児童虐待に関する相談体制の充実《再掲》	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待等相談件数が増加し内容も複雑化しているため、児童家庭相談スーパーバイザー等を配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。	子ども・子育て総合センター
通報・相談窓口の設置及び周知《再掲》	学校教育課内にいじめや体罰への相談窓口を設置、また、相談窓口について周知を行います。	学校教育課
児童生徒への支援の実施《再掲》	いじめを受けた児童、いじめを行った児童への支援としてスクールカウンセラーの派遣を行い、相談支援を行います。	学校教育課

基本施策（２）子どもの権利に関する啓発活動

現状と課題

○平成 6(1994)年度に「児童の権利に関する条約」を国が批准し、平成 26(2014)年度には本市で子どもの権利条例を定めました。また、平成 28(2016)年度には児童福祉法が改正され第 1 条で児童の権利保障について規定しています。こうした児童の権利への認知度の向上により、いじめや虐待、体罰など、子どもの権利を侵害するような事案への相談は市民に浸透してきたものの、子どもの最善の利益という理念への理解のため、更なる周知が必要です。

施策の方向性・目標

○どのようなことが子どもの権利の侵害につながるのかを市民へ周知し、子どもの権利についての更なる理解を深めるため、様々な機会を利用して子どもの権利条例の周知を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
制度の周知	子どもの権利について、子どもや大人が理解を深められるよう周知を図ります。	子育て支援課
子どもの権利に関する講演会の開催	子どもの権利に関して見識のある講師を招き、講演会を開催します。	子育て支援課
子どもの権利に関する学習	<ul style="list-style-type: none">子ども自身による子どもの権利に関する学習を支援するために、ホームページなどで子どもの権利に関する情報を提供します。学校においては、人権に関する意識の向上を図るため、子どもの権利をはじめとする人権全般についての学習を推進します。	子育て支援課 学校教育課